

町田市自治基本条例 検討委員会が 発足しました



町田市自治基本条例検討委員会

市では、町田市における自治基本条例のあり方を検討するため、6月5日に町田市自治基本条例検討委員会を発足させ、本格的に検討を開始しました。問企画調整課 ☎724・2103

2000年4月に施行された地方分権一括法により、地方自治法が改正され、これまで自治体の事務の中で大きな割合を占めていた機関委任事務が廃止となり、自治体の事務における自主裁量の領域が拡大しました。それに伴い、事務を実施するためのルール、基準を適正な手続きを経て、明確化し、責任ある自立的な自治運営が求められるようになりました。

そこで、本委員会では、町田市にふさわしい自治基本条例のあり方を、2006年2月を目標に検討していきます。

町田市自治基本条例検討委員会 傍聴できます

第2回町田市自治基本条例検討委員会を開催します。傍聴を希望される方は、あらかじめ企画調整課(☎724・2103)へご連絡下さい。

ご意見募集中

皆さんのご意見を募集しています。氏名を明記のうえ、次のいずれかの方法で送付して下さい。

ファックスの場合

〒724・30072

郵送の場合

〒194・8520、中町1・20・23、企画調整課

電子メールの場合

mailto:city120@city.machida.tokyo.jp

意見募集の期間

平成17年6月21日～平成18年1月末

注意事項

電話によるご意見はご遠慮願います。

第33回町田市消防団 ポンプ操法大会開催

消防団の各地域5箇分団から選抜された18隊が、日ごろの訓練の成果を発揮し、競い合います。見学は自由です。

日時 6月26日(日)午前8時30分から
会場 町田リサイクル文化センター
問防災課 ☎724・2107



前回の大会から

町田市自治基本条例検討委員会委員名簿

氏名	所属団体等
川島 演	新しい市民自治を考える会代表幹事
木美 貢	町田市町内会自治会連合会会長
久邇 良子	東京学芸大学教育学部助教授
熊谷 則一	まちだNPO法人連合会幹事
齋藤 輝彦	町田市社会福祉協議会常務理事
名和田 是彦	法政大学法学部教授
土方 隆司	町田商工会議所副会頭
人見 剛	北海道大学大学院法学研究科教授

は委員長、は職務代理 (50音順)

町田市では夏期の省エネ対策として 議員・職員が軽装を励行しています

市では、省エネルギー対策の一環として夏期間(～9月末)、職員のノー上着、ノーネクタイなど軽装の励行を進めています。また、市議会でも同様の省エネ対応を決め、6月6日開会した定例会(＝写真)では、すっきりしたノーネクタイ、ワイシャツ姿の議員が多く見られました。



空調の設定温度の 適正管理をしましょう

町田市表彰式 市政功労者を表彰 自治功労者など50人

永年にわたり地方自治の発展に貢献されたり、市の様々な事業に積極的にご協力いただいた個人や団体を表彰する町田市表彰式が6月4日に健康福祉会館で行われました。

- 一般表彰**
- 高橋協子
 - 河井常満 坂倉克己 深野喬子
 - 清水敦子 長谷川久子 井上徳子
 - 飯澤恵子 中村和子 森田孝子
 - 赤司卓 川田富美子 島崎悦子
 - 藤田慎子 中野玲子 青山サ子

- 表彰を受けたのは、自治功労者が16人、一般表彰が34人で寺田市長から表彰状と記念品が贈られました。
- 表彰を受けた方と団体は次のとおりです(敬称略・順不同)。
- 自治功労者**
- 川島龍子 吉田勉 友井和彦
 - 今村路加 青木正光 内田広和
 - 内藤清一 清水進 細野勝利 渡邊俊之 日比野重正 秋山保一
 - 皆川文夫 小林克之 日比野良一



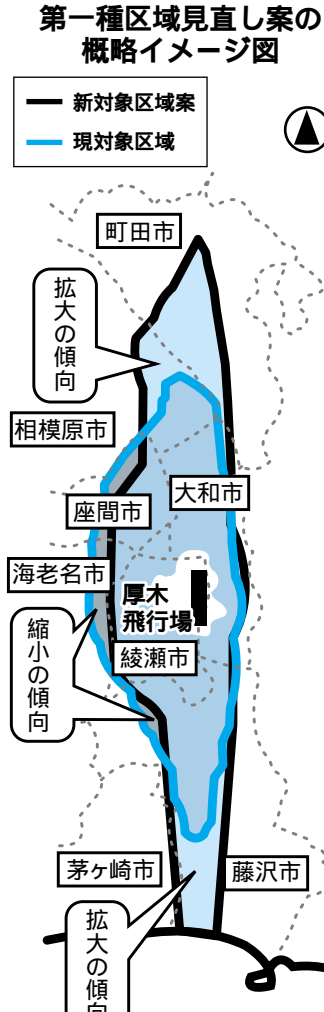
- キ** 大嶋信三 市川仁司 竹内西
- 井** 井上義行 洪谷功 吉岡行雄
- 山** 山崎清子 熊澤洋 松村和男
- 亀** 亀山直樹 池田はるゑ 石渡慶子
- 洪** 洪谷重和 万葉倶楽部(株) 阿部
- 守** 井之上久子 大塚盈 茶谷達雄
- 村** 村上順

町田に 静かな 空を返せ

厚木飛行場における騒音調査の結果について

5月30日に、厚木飛行場における騒音調査結果に係る説明会が横浜防衛施設局および東京防衛施設局により開催されました。

厚木飛行場でのNLPは硫黄島において実施されるようになり、騒音の影響が少なくなっているものの、依然として通常訓練は実施されており、年間6000件の苦情が寄せられています。特に厚木基地周辺の住宅地では90dbを超える騒音が2000回も観測されています。



東京防衛施設局 からのお知らせ

～一部業者の悪質な勧誘にご注意～

東京防衛施設局からの指示、あるいは国の指定業者であるかのように営業する(国の指定業者ではありません)。

現在、対象区域に指定されていない地域で、防音工事の契約もしくは仮契約等を急ぐ必要はありませんので、ご注意下さい。

厚木飛行場周辺の住宅防音工事の対象区域が確定していない地区で、一部の業者による悪質(巧妙、強引)な勧誘が行われ苦情が寄せられています。ここに一部の例を紹介いたします。

〔勧誘の例〕

今すぐに申し込まないと、工事の順番が遅れる。当社と契約して欲しい。

東京防衛施設局からの指示、あるいは国の指定業者であるかのように営業する(国の指定業者ではありません)。

現在、東京防衛施設局では、厚木飛行場周辺の住宅防音工事の対象区域の見直しを行っており、今後新たな住宅防音工事の対象区域が示されることとなります。対象区域が指定された際には東京防衛施設局から対象となる地域の皆さんへ防音工事の希望受付をお知らせします。

現在、対象区域に指定されていない地域で、防音工事の契約もしくは仮契約等を急ぐ必要はありませんので、ご注意下さい。

住宅防音工事について、ご不明な点や悪質な営業にお困りなどがありましたら左記の問合せ先にご連絡下さい。

問東京防衛施設局事業部施設対策第三課 ☎048・600・1821

2、横田防衛施設事務所業務課 ☎042・551・0319